

## 農地法第4条及び第5条の規定による農地転用届出のご案内

農地法（昭和27年法律第229号）第4条及び第5条の規定による農地転用届出書を世田谷区農業委員会に提出する場合は、以下の要領で提出してください。

### 1. 農地法第4条・第5条共通

#### (1) 届出書 …… 1部

※農業委員会の窓口に備えてあります。ホームページから印刷する場合は、両面で印刷してください。

※届出者（第4条）、譲受人・譲渡人（第5条）が複数の場合は、全員分を当該欄に記入するか、別紙を作成してください。

#### (2) 案内図 …… 1部

※該当箇所に印をお願いします。

#### (3) 公図（発行後3ヶ月以内のもので、登記官印の付されているもの） …… 1部

※該当箇所に印もお願いします。

#### (4) 土地の登記事項証明書（全部事項証明書（土地登記簿謄本）に限る。発行後3ヶ月以内のもので、登記官印の付されているもの） …… 1部

※届出者（第4条）・譲渡人（第5条）の現住所と土地全部事項証明書（土地登記簿謄本）の所有者欄の住所が異なる場合は、現住所までの連続性が分かる書類（住所のつながりがわかる住民票、戸籍の附票など）が必要です。

#### (5) 委任状

※届出人（第4条）または譲渡人・譲受人（第5条）が来庁できない場合。

※委任者が複数の場合は、その全員分の委任状が必要です。

※届出書提出の際に、受任者の身分証明書をコピーさせていただきます。

### 2. 農地法第5条届出の場合

上記1. に加え、以下の書類が必要となります。

#### **譲受人（賃借人）が個人の場合** 住民票（発行後3ヶ月以内） …… 1部

※個人番号（マイナンバー）の記載がないもの（個人番号の記載がある場合は、添付書類として受け取ることができません。）

#### **譲受人（賃借人）が法人の場合** 法人の登記事項証明書（登記簿謄本）（発行後3ヶ月以内のもので、登記官印の付されているもの） …… 1部

※①法人の名称 ②主たる事務所の所在地 ③業務内容 ④代表者及び代表権の内容がわかる公の機関が証明する書類として必要です。

### 3. 注意事項

- (1) その他、必要に応じて他の書類を提出していただくことがあります。
- (2) 届出書の原本還付はいたしませんのでご了承ください。
- (3) 届出に係る農地が賃貸借の目的となっている場合は、その賃貸借の解消があったことを証する書面が必要です。
- (4) 区内の農地の全域が市街化区域である世田谷区においては、登記簿上の地目が田や畑であっても現況が農地ではない、地目変更の手続きの際は、農地法による手続きを経由せず、法務局からの照会による事務処理となります。
- (5) 行政手続法に基づく標準審査期間は、手続きの内容によって異なります(受理後、おおむね2週間)。届出書を受理した後、地域を担当する農業委員等による農地調査がございます。詳しくは、農業委員会事務局にご確認ください。

#### 世田谷区農業委員会事務局

世田谷区太子堂2-16-7

世田谷区役所三軒茶屋分庁舎4階

TEL 3411-6660 FAX 3411-6635

平日：午前8時30分～午後5時

※ 農地調査等のため不在にすることがありますので、恐れいたしますが、ご連絡のうえ、お越しくださいますよう、お願いいたします。